

農業施設学会ロゴマーク使用規程

2012年1月28日 制定

(目的)

1. この規程は、農業施設学会（以下「本会」という）の知名度向上や理念および活動についての関心を高め、理解を促進することを目的として、本会独自のロゴマークを定め、その使用について必要な事項を定めるものである。

(ロゴマーク)

2. ロゴマークは別図に掲げるものとする。

(ロゴマークの管理および事務処理)

3. ロゴマークの原図の管理およびロゴマークの使用に関わる事務処理は、本会事務局が行う。

(ロゴマークの使用者の資格)

4. ロゴマークの使用者は以下のものとする。

- 1) 本会事務局，常任理事会，各委員会
- 2) 本会主催および共催の各イベント関係者
- 3) その他，本会が適当と認める者

(ロゴマークの使用対象活動)

5. ロゴマークの使用対象活動は以下のものとする。

- 1) 本会活動に関連する，発行文書，学会誌などの刊行物，イベントなどの掲示物，その他ホームページなど広報活動での使用
- 2) その他，本会が適当と認めるもの

(ロゴマークの使用の申請)

6. 4の3)に該当する者は，その対象活動ごとに事前に本会に対し，別に定める使用申請書を提出し，許可を得なければならない。

(ロゴマークの使用の許可)

7. 6のロゴマークの使用の申請があったときには，その内容が適当と認められるものについて，本会は当該の使用を許可する。

(ロゴマークの使用方法)

8. ロゴマークの使用方法は，この規程および別に定める「農業施設学会ロゴマーク使用の手引き」に従うものとする。

(ロゴマークの使用者の義務)

9. ロゴマークの使用者は，1に定める目的に反して，ロゴマークを使用してはならない。
10. ロゴマークの使用者は，ロゴマークの使用について，本会の指示に速やかに従わなければならない。また，本会の許可なく，第三者にロゴマークを提供してはならない。

(ロゴマークの使用期間)

11. ロゴマークの使用期間は，ロゴマーク使用の対象活動の期間内とする。

(ロゴマークの使用停止)

12. 本会は，6に定める使用申請書の内容に虚偽があった場合，その他，本規程に反する不適切な使用があった場合は，その使用者に，ロゴマークの使用の停止を求めることができる。

附則

この規程は，2012年1月28日に施行し，2012年1月28日から適用する。